

議案第 2 2 号

羽生市特別会計条例の一部を改正する条例

羽生市特別会計条例（昭和 3 9 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 9 条第 2 項の規定により次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。 （1） （略）	地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 9 条第 2 項の規定により次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。 （1） （略） <u>（2） 羽生市住宅資金貸付事業特別会計 同和対策事業住宅資金の貸付け</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の羽生市特別会計条例に規定する羽生市住宅資金貸付事業特別会計（以下「旧特別会計」という。）の令和 2 年度の歳入歳出の出納及び決算については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際旧特別会計に属する債権及び債務は、羽生市一般会計に帰属するものとする。

令和3年2月24日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明